

《長崎新聞 平成26年1月27日朝刊より転載》

【質問】診療報酬が改定されると聞きました。詳しく教えてください。

(60歳、会社員男性)

診療報酬改定

【回答】わが国の医療は国民皆保険制度の下、どこでも誰もが同じ医療を受けられることが特徴です。そのため、医療に関する全ての行為や薬剤には診療報酬の点数が決められていて、医療機関で勝手に変更することはできません。

診療報酬点数は1点を10円として計算します。患者さんは診療報酬の1割から3割の額を窓口で払い、残りの額は国民健康保険(国保)などの保険者から医療機関に支払われます。ちなみに点数が決められていない医療行為は保険診療で行うことができません。保険を使わずに医療行為を行うことを「自由診療」といい、自由診療と保険診療を併用する「混合診療」は禁止されています。



診療報酬は経済情勢や過去の医療費の動向に応じて、国の機関である中央社

引き上げも額は不十分

会保険医療協議会(中医協)が決定しています。2年ごとに改定されており、2014年度はその改定の年。総額で0.1%の引き上げが決定済みで、4月1日から新点数が導入されます。

4月1日といえば、消費税が8%に上昇します。診療報酬は非課税なので、消費税分を患者さんから頂くことはできません。しかし、医療材料や医療機関の維持に係わる費用には消費税がかかるため、医療機関の費用負担は増加します。

政府はその負担分を診療報酬で補填(はてん)すると言ってきました。しかし、今回の診療報酬の上昇率では消費増税に対応しながら過去の診療報酬削減に伴い悪化した医療機関の経営を改善し、安心・安全な医療体制を整えるには不十分です。

課題解決へ重点配分

に、有床診療所の長期入院時の点数を引き下げたり、急性期医療の充実のために設備や看護師数の基準を満たした医療機関に高い点数をつけたりしました。

ただ、その結果、急性期病棟の数が増えず、その後を引き継ぐ亜急性期から長期療養の施設が不足する事態になりました。そこで今回の改定では医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実といった課題の解決に向けた点数配分がなされる予定です。

今後は中医協にて個別点数の協議が行われますが、最終決定まで目が離せない日々が続きます。医療を受ける側の皆さんにも重要な問題ですので、ぜひ注目してください。(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。